

運営に関する基準

1 勤務体制の確保等

事例

- ✓ 介護老人保健施設に併設する事業所において、老健本体と兼務関係にある職員（理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士など）の勤務時間の把握（記録）が不十分なものとなっている。

指導・ポイント

- 事業所における従業員等の日々の勤務時間（職種別）や兼務関係等を勤務表上で明確にすること。

基準

【居宅基準省令第119条で準用する第101条第1項】

第101条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションを提供できるよう、指定通所リハビリテーション事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

介護報酬

1 リハビリテーションマネジメント加算（A）イ・ロ

事例

- ✓ 通所リハビリテーション計画に関して利用者等へ説明した内容等について、医師へ報告した旨の記録が確認できなかった。

指導・ポイント

- 医師への報告は明瞭に行い、またその記録も正確に記載すること。

基準

【大臣基準告示第25号イ(4)】

(4) 通所リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容について医師へ報告すること。

2 リハビリテーションマネジメント加算（B）イ・ロ

事例

- ✓ 通所リハビリテーション計画の説明は、当該事業所の医師が利用者又はその家族に対し行っているが、その内容について記録がない。

指導・ポイント

- 医師が計画について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た旨を明確に記録すること。

基準

【大臣基準告示第25号ハ】

次のいずれにも適合すること。

- (1) 〔略〕
- (2) 通所リハビリテーション計画について、当該指定通所リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (3) (1)及び(2)に適合することを確認し、記録すること。